

連合胆江 NEWS

連合岩手胆江地域協議会
発行責任者 高橋清明
発行日 2023年12月26日
2024年度 NO. 2

TEL 0197 (22) 5505 fax 0197(22) 6577 E-mail : tanko@iwate.jtuc-rengo.jp

「2023 最低賃金周知・労働相談ホットライン」キャンペーン

12月8日(金)「2023 最低賃金周知・労働相談ホットライン」キャンペーンをcoopアテルイの店舗前で行いました。

10月4日から、岩手県の1時間当たりの最低賃金が893円に変わりました。これは昨年度に比べて39円のアップになります。

しかし、893円という最低賃金は47都道府県中、何番目ぐらいの金額なのでしょう。なんと岩手県の最低賃金は、47都道府県中47番目になってしまいました。つまり、全国で1番低い額になってしまったのです。

北東北3県では、青森県より5円低く、秋田県よりも4円低くなっています。宮城県と比べると30円の差になりました。

最低賃金はパートタイマーや学生アルバイト、臨時雇用など多くの方々の賃金に影響を与えます。パートタイマーの平均労働時間は月87時間とされています。一関から県境を越えて栗原市で働くと月額3,000円近くの賃金の差が出てしまいます。また、東京都とは1時間あたり220円の差。月87時間で計算すると2万円近くの差が出てしまいます。

若者を中心に、県外、首都圏への人口流出、労働力流出が心配されます。

連合岩手は、早期に最低賃金1,000円を目指すこと、都道府県間の賃金格差を縮めていくことなどを目指して運動しています。

労働相談ホットラインに関しては、例えば、働く中で求人票に書かれていた条件と実際の条件が違っていた場合。

実は、求人票や求人広告の内容は、直ちに労働条件につながることはありません。あくまでも、採用された時の労働条件通知書で確認しなければなりません。この通知書は、プリントする形で働く者に手渡さなければならない法律になっています。また、内容変更がある場合は、時間をおかず、採用を希望する人に知らせなければなりません。

困ったな、このまま我慢するしかないのかなと思っている方、連合「労働相談ホットライン」に連絡をしてみましょう。

**職場でのトラブルや悩み、
まずは連合に相談を！**

0120-154-052

フリーダイヤル いこうよ れんごうに

キャンペーンに参加していただいた役員やご協力者の皆様、ありがとうございました

